

別表第2（第8条関係）

助成金の使途に係る参考例

下記に掲げる対象経費は参考例です。判断に迷う場合は、事務局にご相談ください。

	対象になるもの	対象にならないもの
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師・指導者・司会者等への謝礼 (菓子折り等の場合は消耗品費) ・コンテスト等の商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員や代表者へ講演料等の謝金、謝礼 ・参加全員のプレゼント購入費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等への交通費、宿泊費 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員や代表者へ講演料等の旅費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・文房具類（マジック、コピー紙など） ・雑貨類（ゴミ袋、紙皿、タワシなど） ・イベントで使用する食糧・食材料（もち米、調味料、パン食い競争用のパンなど） ・救急薬品（絆創膏、消毒薬など） ・イベント工作物の材料費 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者全員への参加賞 ・会議のお弁当や茶菓代 ・参加者1人1人に配布するお茶 ・配布を目的とした物品（防犯・災害グッズ等） ・備品（保管して複数年使用できるもの）
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ・ポスター等の印刷費 ・会議資料コピー代 ・写真プリント代 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業以外に要するコピー代・印刷製本費代
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・文書を送付するための切手代 ・ハガキの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業以外に要する切手代・ハガキ代
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・行事等の開催時にかける損害賠償保険、スポーツ保険など 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が任意で加入する保険料等
使用料及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・会場使用料 ・貸し切りバス等の車両賃借料 ・草刈り機等の機械の賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所としての施設の使用料 ・有料施設の入園料、入場料
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・図書等の購入のために配布する金券類（図書カード、クオカード等） ・町内の子供会等その他団体への助成 <p>※ただし、共催事業等を行った場合の証拠書類（写真、領収書等）と活動実績報告書を提出できれば可</p>

※領収書について

- ・宛名には地区協議会名、団体名を記入してください。
- ・領収書（レシート等でないもの）には、内訳が分かるよう明細を付けてください。
- ・レシートを添付する際は、どの事業に利用したか分かるように整理してください。